

# キプロス預金税と 海外への資産フライト

**キ** プロスの預金税が話題を呼んでいます。キプロス預金税は所得税ではなく、預金という財産を持っていることに対する課税で、財産税に分類され、その預金の額に税率をかけて税額を算出するので、預金の一部の国庫への没収とも言える課税です。

**キ** プロス政府は、ギリシャの財政危機を受けて経営が悪化した国内の銀行を立て直すためEUなどから100億ユーロ(約1.23兆円)の支援を受けることになり、その前提として、10万ユーロ以下の預金には6.75%、10万ユーロ超には9.9%の一回性の税金を銀行の預金者に課す異例の措置を求められていました。これに対して国民が強く反発

し、議会に提出された法案は、反対36票、棄権19票で賛成は1票もなく否決されました。

**日** 本でも預金への課税が最近話題になったことがあります。2年ちょっと前に、テレビ朝日「スーパーモーニング」で、消費税に代わる税の一種として貯蓄税の創設が採り上げられていました。一人当たり預金残高1000万円超に対して毎年2%の課税をする、というものでした。納税者番号制度の導入が必須というものでした。

**話** 題ではなく、現実にも日本でも実行されたものがあります。昭和25年の富裕税は捕捉可能なすべての財産を対象にし、個人財産500万円超に対して0.5%~3%の4段階

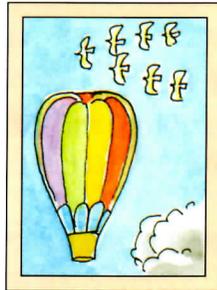
の累進課税を毎年課しました。富裕税は3年でもって廃止となっています。昭和21年11月施行の財産税は個人財産10万円超に対して25%~90%の累進税でした。

**戦** 時補償特別税は100%税率でした。戦時中に発生した民間企業の政府に対する未払代金の請求権に対する課税です。実質の踏み倒しです。

**非** 戦災者特別税は、非戦災借家人に家賃の3か月分、非戦災家屋所有者に6か月分を課税した。戦災者と非戦災者の不公平是正を名分とした税で、土地バブル恩恵の不公平是正を名分とした平成初期の地価税も類似の税です。

**キ** プロス情報によると、タックスヘイブンへの外国からの投資家には選挙権がありませんから、財産税課税の対象となり易いことがわかります。海外への資産フライト実行者は肝に銘ずるべきです。

6月の給料からは、個人住民税の特別徴収税額が切り替わります。  
1日は鮎漁の解禁日。  
高温多湿。濃い木々の緑。「信濃路は夏木にまじる蔵白く 源義」  
夏木は一本の木を言う。  
青葉若葉を茂らせた、さかな木立は夏木立といい、与謝野晶子は鎌倉の大仏を見て、美男におわす夏木立かな、と詠んでいます。  
5日芒種。21日夏至。



人間には  
人間らしい仕事をさせよ。  
そのために機械がある。

(昭和の実業家 土光敏夫)

## 6月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○5月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日	○5月分個人住民税特別徴収分の納付	
○所得税の予定納税額の通知(税務署長より)	17日		
○4月決算法人の確定申告	7月1日	○4月決算法人の確定申告	
○10月決算法人の中間(予定)申告		○10月決算法人の中間(予定)申告	
		○個人住民税の普通徴収第1期分納付(条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。